

## 提案第15号

### その他の福祉事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。  
なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。
- 3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。
- 4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。
- 5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。
- 6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。
- 7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

|       |   |
|-------|---|
| 協定項目  | 25 - 14 その他の福祉事業の取扱い  |
| 調整の内容 | <p>稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある制度については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人医療助成の受給対象については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。</li> <li>2 乳幼児医療助成については、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳の誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。<br/>なお、財政状況を考慮し、対象年齢を拡大する方向で検討する。</li> <li>3 母子家庭等医療助成の受給対象については、稲沢市の制度に統一する。</li> <li>4 原子爆弾被爆者健康管理事業については、稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。</li> <li>5 引揚住宅事業については、当面現行のとおりとする。</li> <li>6 災害見舞金制度については、稲沢市の制度に統一する。</li> <li>7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、現行のとおり継続し運営するものとする。</li> </ol> |

【提案理由】

|   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人医療助成については、制度の趣旨及び医療制度の改正等を勘案し、適正な助成制度とするためである。</li> <li>2 乳幼児医療助成については、対象者等への影響を勘案し、県内他市の現状に照らして適正な水準とするためである。</li> <li>3 母子家庭等医療助成については、制度の趣旨及び対象者の実態等を勘案し、適正な助成制度として実施するためである。</li> <li>4 原子爆弾被爆者健康管理事業の制度を維持するためである。</li> <li>5 引揚住宅事業は施設の必要性について、さらに検討する必要があるためである。</li> <li>6 災害見舞金制度は、住民の災害復興及び福利厚生を目的とする救済制度として必要とするためである。</li> <li>7 複合福祉施設「平和らくらくプラザ」については、健康増進又は福祉向上に必要な施設であるためである。</li> </ol> |
|---|

## 【法令・取扱通知等】

福祉医療費支給事業補助金交付要綱（昭和55年6月18日付け55老第18号民生部長通知）

（用語の意義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老人

73歳以上の者（老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療を受けることができる者を除く。）

(2) 障害者

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で次に定めるもの

(ア) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生労働省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）の1級から3級までに該当する者

(イ) 等級表の4級に該当する者で障害名が腎臓機能障害とされているもの

(ウ) 等級表の4級から6級までに該当する者で障害名が進行性筋萎縮症とされているもの

イ 知能指数が50以下と判定されている者

ウ 自閉症状群と診断されている者

(3) 戦傷病者

戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者をいう。

(4) 乳幼児

4歳未満の者をいう。

(5) 母子家庭等

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子家庭の母

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は盲学校、聾学校及び養護学校の小学部若しくは中学部に在学する者を含む。以下「児童」という。）を現に扶養しているもの

イ 父子家庭の父

上記の母子及び寡婦福祉法第6条第1項及び同法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第1項に規定する「配偶者のいない女子」を「配偶者のない男子」に「女子」を「男子」に「母」を「父」に読み替えたもので児童を現に扶養しているもの

ウ ア、イに掲げる者に現に扶養されている児童

エ 父母のない児童

(6) 社会保険各法

次に定める法律をいう。

- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- ウ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- エ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- オ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

（補助対象経費及び補助率）

第 3 第 1 に規定する事業は次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- (1) 老人医療費支給事業
- (2) 障害者医療費支給事業
- (3) 戦傷病者医療費支給事業
- (4) 乳幼児医療費支給事業
- (5) 母子家庭等医療費支給事業

2 補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

別 表

| 事業類   | 補助対象経費  | 交付額の算定方法及び補助率   |
|-------|---|---|
| 福祉医療費 | <p>1 医療費<br/>補助事業者が(1)に掲げる者（以下「福祉医療受給者」という。）に対し、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に支給した医療費（以下「医療費」という。）で、この要綱の適用年月日以後における診療、薬剤の支給又は手当に係るものの合計額。<br/>なお、医療費は、(2)により算出した額とする。</p> <p>(1) 市町村の区域内に住所を有する要綱第2の(1)から(5)までに該当する者のうち国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者又は健康保険法による日雇特例被保険者で特別療養費の支給期間中のものであって、次に該当しないもの<br/>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</p> | <p>1 要綱第3の1に掲げる事業別に算定する。</p> <p>2 医療費の支給額から寄附金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額(要綱第3の1の(2)、(3)、(4)及び(5)の事業について平成14</p> |

| 事業類 | 補助対象経費  | 交付額の算定方法及び補助率  |
|-----|---|--|
|     | <p>イ 老人のうち前年の所得（1月から7月までの間にあっては、前前年とする。ウ、エ、オ及びカにおいて同じ。）が、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定により、なお、その効力を有するものとされた同法による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「旧国民年金法」という。）第79条の2第5項において準用する旧国民年金法第66条第1項に規定する政令で定める額を超える者（所得の範囲及びその額の計算方法については、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「法第66条第1項及び第2項（法第79条の2第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第66条第3項及び第4項に規定する所得」とあるのは「所得」と、「法第66条第2項に規定する配偶者若しくは扶養義務者、同条第4項に規定する子、夫の子、孫若しくは弟妹又は母子福祉年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは準母子年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の受給者の所得」とあるのは「ウに規定する配偶者若しくは扶養義務者の所得」と、「障害福祉年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。次号において同じ。）若しくは老齢福祉年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。次号において同じ。）の受給権者」とあるのは、「老人」と、「障害者（障害福祉年金の受給権者を除く。）1人につき、同項第7号に規定する控除を受けた者（老人医療費支給事業の老人を除く。）」と読み替えるものとする。ウにおいて同じ。）</p> <p>ウ 老人のうち、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得若しくは老人の民法（明治29年法律第89号）第87条第1項に定める扶養義務者で主として老人の生計を維持するものの前年の所得が、旧国民年金法第66条第2項の規定による政令で定める額以上であるもの。</p> <p>エ 戦傷病者のうち、前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条の規定による政令で定める額を超える者（所得の範囲については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条の規定を準用する。オにおいて同じ。また、所得の額の計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項の規定を準用する。この場合において、この規定中「（同法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族である障害者に係る</p> | <p>年11月までに支給した医療費については、医療費の支給額から寄附金その他の収入を控除した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て）に0.9を乗じて得た額）を交付額とする。</p> <p>ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> |

| 事業類 | 補助対象経費  | 交付額の算定方法及び補助率 |
|-----|---|---------------|
|     | <p>ものに限る。)」とあるのは、「(戦傷病者医療費支給事業の戦傷病者を除く。)</p> <p>オ 戦傷病者のうち、その者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)の前年の所得若しくは戦傷病者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として戦傷病者の生計を維持するもの前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上であるもの(所得の額の計算方法については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定を準用する。)</p> <p>カ 母子家庭の母、父子家庭の父で前年の所得が、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に定める額以上である者及びその者に現に扶養されている児童(所得の額の計算方法については、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当に係る所得の額の計算による。)</p> <p>(2) 医療費は、次により算出するものとする。</p> <p>ア 福祉医療受給者の疾病又は負傷について、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合における、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について、法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に関する費用の額に満たないときのその満たない額(以下「医療保険自己負担額」という。)とする。</p> <p>ただし、要綱第3の1の(1)の事業については、医療保険自己負担額から老人保健法第28条の規定の例により算定した一部負担金に相当する額(以下「一部負担金相当額」という。)を控除した額(一部負担金相当額が著しく高額であるときは、老人保健法第46条の8の規定の例により算定した額を加えた額)とする。この場合において、一部負担金相当額は医療保険自己負担額を超えることができない。</p> <p>イ 医療に要する費用の額は、健康保険法の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。</p> <p>ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。</p> |               |

【現況】

| 項目      | 稲沢市   | 祖父江町   | 平和町   | 調整方針   |
|---------|---|--|---|--|
| 老人医療助成  | <p>1 受給対象<br/>対象年齢は、68歳誕生月の初日から69歳誕生月の末日までの者。ただし、平成19年10月から73歳誕生月の初日から74歳誕生月の末日までの者<br/>所得制限有り<br/>(県補助金交付要綱どおり)</p> <p>2 一部負担<br/>費用額の1割又は2割<br/>高額医療費については老人保健法に準ずる</p> <p>3 受給者数<br/>900人(H15.4.1)<br/>(県補助対象 900人)<br/>(市単独事業 0人)</p> | <p>1 受給対象<br/>対象年齢は、68歳誕生月の初日から69歳誕生月の末日までの者。ただし、平成19年10月から73歳誕生月の初日から74歳誕生月の末日までの者<br/>所得制限無し<br/>(町単独事業実施)</p> <p>2 一部負担<br/>費用額の1割又は2割<br/>高額医療費については老人保健法に準ずる</p> <p>3 受給者数<br/>276人(H15.4.1)<br/>(県補助対象 227人)<br/>(町単独事業 49人)</p> | <p>1 受給対象<br/>対象年齢は、68歳誕生月の初日から69歳誕生月の末日までの者。ただし、平成19年10月から73歳誕生月の初日から74歳誕生月の末日までの者<br/>所得制限有り<br/>(県補助金交付要綱どおり)</p> <p>2 一部負担<br/>費用額の1割又は2割<br/>高額医療費については老人保健法に準ずる</p> <p>3 受給者数<br/>149人(H15.4.1)<br/>(県補助対象 149人)<br/>(町単独事業 0人)</p> | <p>稲沢市及び平和町の制度に統一する。</p>   |
| 乳幼児医療助成 | <p>1 受給対象<br/>6歳誕生日の属する月の末日までの乳幼児</p> <p>2 一部負担<br/>外来は4歳誕生日の属する月の末日まで、入院は6歳誕生日の属する月の末日まで、いずれもなし</p> <p>3 受給者数<br/>6,520人(H15.4.1)<br/>4歳未満[入院・外来]<br/>(県補助対象 4,347人)<br/>4歳から6歳迄[入院]<br/>(市単独事業 2,173人)</p>                              | <p>1 受給対象<br/>6歳誕生日の属する年度の3月31日までの乳幼児</p> <p>2 一部負担<br/>入院、外来とも6歳誕生月の属する年度の3月31日までなし</p> <p>3 受給者数<br/>1,134人(H15.4.1)<br/>4歳未満[入院・外来]<br/>(県補助対象 720人)<br/>4歳から6歳迄[入院・外来]<br/>(町単独事業 414人)</p>  | <p>1 受給対象<br/>6歳誕生日の属する月の末日までの乳幼児</p> <p>2 一部負担<br/>外来は4歳誕生日の属する月の末日まで、入院は6歳誕生日の属する月の末日まで、いずれもなし</p> <p>3 受給者数<br/>717人(H15.4.1)<br/>4歳未満[入院・外来]<br/>(県補助対象 471人)<br/>4歳から6歳迄[入院]<br/>(町単独事業 246人)</p>                                    | <p>合併年度については現行のとおりとし、平成17年4月1日以降、外来は5歳の誕生日の属する年度末まで、また入院は6歳誕生日の属する年度末までを受給対象とし、一部負担はないものとする。</p> |

| 項目            | 稲沢市   | 祖父江町   | 平和町  | 調整方針                 |
|---------------|---|--|--|----------------------|
| 母子家庭等医療助成     | <p>1 受給対象<br/>年齢18歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童<br/>所得制限有り<br/>(県補助金交付要綱どおり)</p> <p>2 一部負担<br/>無し</p> <p>3 受給者数<br/>423人(H15.4.1)<br/>(県補助対象 423人)<br/>(市単独事業 0人)</p> | <p>1 受給対象<br/>年齢18歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童<br/>所得制限無し<br/>(町単独事業実施)</p> <p>2 一部負担<br/>無し</p> <p>3 受給者数<br/>268人(H15.4.1)<br/>(県補助対象 230人)<br/>(町単独事業 38人)</p> | <p>1 受給対象<br/>年齢18歳以下(年度末)の児童がいる母子、父子家庭及び父母のいない児童<br/>所得制限無し<br/>(町単独事業実施)</p> <p>2 一部負担<br/>無し</p> <p>3 受給者数<br/>184人(H15.4.1)<br/>(県補助対象 160人)<br/>(町単独事業 24人)</p> | 稲沢市の制度に統一する。         |
| 原子爆弾被爆者健康管理事業 | <p>対象者 被爆者<br/>内容 毎年3月、9月の2期に分け月額3,000円分を支給</p>   | <p>対象者 被爆者<br/>内容 毎年3月、9月の2期に分け月額3,500円分を支給</p>  | <p>対象者 被爆者<br/>内容 毎年3月、9月の2期に分け月額3,000円分を支給</p>  | 稲沢市及び中島郡平和町の制度に統一する。 |
| 引揚者住宅事業       | 実施していない   | <p>対象者 終戦後の引揚者(9世帯)<br/>内容 家賃月額550円</p>  | 実施していない  | 当面現行のとおりとする。         |
| 災害見舞金         | <p>死亡 10万円<br/>負傷(1ヶ月入院) 2万円<br/>住宅の全焼、全壊 5万円<br/>住宅の半焼、半壊 3万円<br/>住宅の床上浸水 1万円</p>  | 実施していない  | <p>住宅等の全焼、 1万円<br/>住宅等の半焼、 5千円<br/>(社会福祉協議会事業)</p>   | 稲沢市の制度に統一する。         |
| 平和らくらくプラザ     | 実施していない   | 実施していない  | 浴場、パーディプールなどを備えた複合施設   | 現行のとおり継続し運営するものとする。  |



【先進事例】

|      |                   |  |
|------|-------------------|--|
| 新設合併 | 西東京市<br>(13.1.21) | 乳幼児医療費の助成については、田無市の制度を基礎に調整を図る。  |
|      | 東かがわ市<br>(15.4.1) | 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。  |
|      | 周南市<br>(15.4.21)  | 乳幼児医療については、新南陽市、鹿野町の例により調整する。<br>母子・父子医療については、徳山市の例により調整する。                          |
|      | 瑞穂市<br>(15.5.1)   | 乳幼児福祉医療制度については、5歳の誕生日の末日まで入院、外来とも対象とする。  |
| 編入合併 | 呉市<br>(15.4.1)    | 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 |
|      | 田原市<br>(15.8.20)  | その他の福祉に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。<br>ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ新市において調整するものとする。      |